

大阪府子ども条例の概要について

平成19年3月16日 公布
平成19年4月 1日 施行

前文

- すべての子どもは、かけがえのない存在であり、人としての尊厳を生まれながらに有している。子どもの尊厳を守り、健やかな成長を支えることは、社会を構成する大人全体の責務である。
- 大人は、子どもにとっての最善の利益を常に念頭に置き、憲法で定められた基本的人権、児童の権利に関する条約に定められた内容すなわち人としての尊厳の意義を改めて認識し、行動すべきである。
- 子どもは、社会における様々な活動に主体的に参加することによって、自分の思いや意見を表明し、同時に他者の思いや意見を受け止めることができる。大人は、子どもが社会への参加を通じて、自ら考え、責任を持って行動できるようになることを認識すべきである。また、大人は、子どもの意見について、その意見を形成する能力、その年齢及び成熟度に従って相応に考慮すべきである。
- 子ども自身も、自らの大切さを認識し、主体的に生きる力、社会のルールや仕組み、他者を思いやり他者の尊厳を守る心を身につけ、自ら考え責任を持って行動する社会の一員であることを自覚すべきである。
- 児童虐待など、子どもの身体や生命までも損なう事象が多発し、いじめや非行など子どもの健やかな成長を阻害する事象、子ども自身が加害者となってしまう事象も少なくない。更に、大人の規範意識の低下や地域全体で子どもを見守り、健やかな成長を支えるという意識の希薄化が、子どもの健やかな成長に影響を及ぼしていることも見逃せない。こうした背景には、都市化・核家族化など社会経済状況の大きな変化の中で、子どもの尊厳に対する大人全体の認識が低下しているということがある。
- 私たち一人ひとりの自覚と協働の下、すべての子どもが健やかに成長することができる温かい地域社会を創造していくことを決意し、この条例を制定するものである。

目的（第1条）

子どもの尊厳を守り、健やかな成長を支えることに関し、基本理念を定め、府、保護者、学校等、事業者及び府民の責務を明らかにするとともに、府の施策を総合的かつ計画的に推進し、もって、すべての子どもが社会全体で見守られながら、健やかに成長することができる社会の実現に資する。

定義（第2条）

- (1) 子ども おおむね18歳未満の者
- (2) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で子どもを現に監護するもの
- (3) 学校等 学校教育法に規定する学校、専修学校、各種学校及び児童福祉法に規定する児童福祉施設その他これらに類する施設

基本理念（第3条）

- (1) 子どもの尊厳を守り、健やかな成長を支えるに当たっては、すべての子どもが人としての尊厳を有し、かけがえのない存在として尊重されなければならないことを十分認識し、行動しなければならない。
- (2) 子どもの尊厳を守り、健やかな成長を支えるに当たっては、子どもが社会における様々な活動に参加する中で、健やかに成長することを認識し、子どもに対する参加の機会の提供に努めなければならない。

各主体の責務（第4条～第8条）

- (1) 府（第4条）
 - ① 子どもの尊厳を守り、健やかな成長を支えることに関する施策（以下「子ども施策」という。）を策定し、国、市町村、保護者、学校等、事業者及び府民と協力して、これを実施する。
 - ② 子ども施策を実施するに当たっては、市町村との連絡調整を緊密に行う。
- (2) 保護者（第5条）
子育てについての第一義的責任を有するという認識の下、子どもを大切に育てる。
- (3) 学校等（第6条）
子どもの安全を確保するよう努めるとともに、子どもが人間性を豊かにし、多様な能力を磨いていけるよう努める。
- (4) 事業者（第7条）
職業生活と家庭生活の両立を図るための雇用環境の整備に努めるとともに、事業活動に当たっては、子どもの健やかな成長に配慮するよう努める。
- (5) 府民（第8条）
子どもが次代の社会を担うとの認識の下、子どもが健やかに成長する地域社会づくりに努める。

子どもを擁護する取組の充実（第9条）

子どもを擁護するための取組について、すべての子どもに等しくなされるべきであるとの認識の下、国、市町村、学校等、事業者及び府民と協力して、その充実に努める。

計画の策定等（第10条）

- (1) 子ども施策を総合的・計画的に推進するための計画を策定する。
- (2) 計画策定に当たっては、大阪府子ども施策審議会の意見を聴くとともに、子どもを含めた府民の意見を反映させるための適切な措置を講ずる。
- (3) 計画を策定したときは、遅滞なく公表する。
- (4) 計画の変更についても、計画策定時の手続を準用する。
- (5) 毎年度、計画に基づく子ども施策の実施状況の概要を公表する。

広報・啓発（第11条）

条例についての子どもを含めた府民の理解を深めるため、わかりやすい方法により広報・啓発を行う。